



『ていあんくん』には  
町民の皆さんからたく  
さんのご意見・ご提言が  
寄せられています。

無記名・匿名で提案  
をいただきました件に  
ついて回答します。(提案  
内容は要約しています。)

追分ハイヤー存続支援策に  
対する提言(8月提案・匿名)  
町長公用車を委託するな  
どの支援措置にしてはどうか。補助金等による支援は納  
得できない。

【回答】企画課企画グループ  
このたびの追分ハイヤーに  
対する存続支援策について、  
大変貴重なご意見を賜りお礼  
申し上げますとともに、回答  
が遅れましたことをお詫び申  
し上げます。

ご提言をいただきましたの  
ちに、追分ハイヤーの親会社  
である互信交運事業協同組合  
から10月末で撤退するという  
報告を受けました。

互信交運ではこれまで追分  
ハイヤーを利用されていた  
方々のために、出来れば追分  
ハイヤーを残したいという想  
いから継続して経営してい  
ただける方がいないか、他  
の方々への打診を行っていた  
いておりましたが、結果とし  
て11月1日から他の方が追分  
ハイヤーの経営を引き継ぐこ  
ととなり、この時点で互信交  
運への町からの支援のお話も  
なくなりました。

ただ、今後もこのような事  
態が起きることも想定されま  
すので、町といたしましても  
住民の足の確保という問題、  
特に交通弱者と呼ばれる高齢  
者や身体の不自由な方々のた  
めに、その時々において、ケー  
スバイケースにより状況を検  
証、検討し、議会の判断を仰  
ぎながら進めて参りたいと考  
えておりますので、今後とも  
ご理解のほどよろしくお願  
いいたします。

介護認定の決め方と認定を  
受ける人の心身の程度を教  
えて欲しい(9月提案・匿名)

【回答】健康福祉課介護保険  
グループ

(1)介護サービスを利用するた  
めには「要介護認定」を受ける  
必要があり、その認定の決定  
までは次のとおりです。

①認定調査

役場の保健師又は役場から  
委託を受けた介護保険事業所  
の職員が自宅を訪問し、全国  
共通の調査票に基づき、現在  
の心身の状態について聞き取  
り調査を行います。

②主治医の意見書

かかりつけの医師から健康  
状態等について意見書をもら  
います。

③認定審査

認定調査の結果と医師の意  
見書に基づき、認定審査会に  
おいて要介護度を決定します。

認定審査会は安平町、厚真  
町、むかわ町の3町合同設置  
であり、審査員については3  
町の有識者で構成されており  
ます。審査会で使用する資料  
は氏名、住所等の個人を特定  
できる情報については削除さ

れ、個人を特定せず、公平な  
審査を実施しています。  
(2)介護認定を受ける人の心身  
の状態について、目安のとな  
るのは左表のとおりです。

| 区分   | 状態の目安                                  |
|------|--|
| 要支援1 | 生活機能の低下がみられるが、ほぼ独立した生活が出来る             |
| 要支援2 | 生活機能の低下が比較的軽く、介護予防サービスによる支援で改善する可能性が高い |
| 要介護1 | 歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要            |
| 要介護2 | 歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部に介護が必要            |
| 要介護3 | 歩行や排せつ、入浴、衣服の脱着などにほぼ全面的な介護が必要          |
| 要介護4 | 日常生活全般動作能力が低下しており、介護なしでの生活が困難          |
| 要介護5 | 生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能           |

※介護認定はあくまでデイ  
サービスやヘルパーによる家  
事援助などを利用するために  
必要な認定であり、認定を受  
けているからといって、病院  
でかかる医療費等の助成はあ  
りません。

ただし、介護保険制度とは  
別に、さまざまな医療費の助  
成があります。医療費の助成  
制度については健康福祉課  
(☎②⑤4555)までお問合  
せください。

町では、提案箱を町内の  
10か所に設置し、皆さんの  
ご提言やご意見を行政に反  
映するよう務めています。が、  
無記名でのご提言への回答  
は広報により行うため時間  
がかかります。

ていあんくんには必ず氏  
名と住所の記載をお願いし  
ます。

ていあんくんに関するお  
問い合わせは企画課企画グ  
ループ(☎②②2751)ま  
でご連絡ください。

貴重なご提言ありがとうございました。

住民提案意見制度